

みずほマイレージクラブカード/ANA(Edyカード一体型)特約

第1条(定義等)

- 1.本特約は、株式会社クレディセブン(以下、「当社」という。)と全日本空輸株式会社とが提携して発行する、ユーシーカード株式会社(以下「UC」という。)の提供するEdyカード機能が付加されたみずほマイレージクラブカード/ANA(以下「本カード」という。)の取扱いについて定めるものです。
- 2.本特約において使用する文言の意味は、特に指定のない限りUCが定める楽天Edyサービス利用約款(以下「Edy約款」という。)で定義した内容に従います。

第2条(本カードの取扱い)

- 1.本カードの会員(以下「当会員」という。)が、本カードのEdyカード機能およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを利用して商品等の購入または提供を受ける場合には、当該加盟店での本カード提示の際にいずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。
- 2.使用方法を錯誤した場合に生じる不利益・損害等については当会員の負担とし、また当会員は使用方法を錯誤した場合の取引にもとづく債務についての支払義務を免れないものとします。

第3条(資格取消・機能の停止等)

- 1.当社は、当社の会員資格を取消された当会員及び当社の会員規約にもとつきクレジットカード機能を停止または中止されている当会員に貸与されている本カード(以下「利用停止カード」という。)のEdyカード機能を停止することができるものとし、また当社はそれぞれの判断で当会員に事前の通知・催告等をすることなく、利用停止カードを現金自動支払機または現金自動預払機、加盟店等を通じて回収することができるものとします。
- 2.前項にもとつき当社が回収しまたは当社が返還をうけた利用停止カードに未使用のEdyが蓄積されていた場合には、UCは、UC所定の方法で当該未使用のEdyの利用可能残高を確認し、UC所定の時期および場所において、当該残高に相当する金額からUC所定の換金手数料を差し引いた残額(以下「精算金」という。)をUC所定の方法で当会員に換金するものとします。
- 3.当会員は、精算金に利息・遅延損害金等は発生しないことならびにカードの回収・返還に伴いEdyを使用できないことによる損害(逸失利益及び機会損失を含みます。)について、UC及び当社が責任を負わないことを異議なく承諾するものとします。

第4条(有効期限・更新カードの発行)

- 1.会員規約所定の有効期限経過後の本カード(以下「期間満了カード」という。)に未使用のEdyが蓄積されている場合には、当会員は引き続き当該未使用のEdyをEdy約款に従い利用した後、当社所定の方法により処理するものとします。ただし、新たにEdy約款に定めるEdyを購入し、当該期間満了カードにEdyを蓄積することはできないものとします。
期間満了カードに蓄積されている未使用のEdyは、事由の如何を問わず換金できないものとします。
- 2.ただし、UCが特に認めた場合またはEdy約款の規定にもとつき換金が可能である未使用のEdyについてはこの限りではありません。

第5条(任意退会時の処理)

- 1.当会員が、当社の会員規約にもとつき当社所定の退会手続きを行なった場合には、以降当会員に貸与されている本カード(以下「退会済カード」という。)でクレジットカード機能を利用することはできないものとします。
- 2.退会済カードに未使用のEdyが蓄積されている場合には、当会員は引き続き当該未使用のEdyをEdy約款に従い利用した後、当社所定の方法により処理するものとします。ただし、新たにEdy約款に定めるEdyを購入し、当該退会済カードにEdyを蓄積することはできないものとします。
- 3.退会済カードに蓄積されている未使用のEdyは、事由の如何を問わず換金できないものとします。ただし、UCが特に認めた場合またはEdy約款の規定にもとつき換金が可能である未使用のEdyについてはこの限りではありません。
- 4.退会に際して、Edyが蓄積されたカードをご返却いただいた場合であっても前項本文と同様とします。

第6条(会員番号の通知)

- 1.楽天Edy株式会社のホームページにおいてEdyを購入する場合、Edy購入代金の支払い手段のクレジットカードとして、本カードが指定されます。
- 2.会員は、前項のため当社が楽天Edy株式会社に対して本カードの会員番号を通知することについてあらかじめ承諾するものとします。

第7条(規定の適用)

- 1.本特約に特段の定めがない場合は、本カードのEdyカード機能についてはEdy約款が、またクレジットカード機能については当社の会員規約がそれぞれ適用されるものとします。
- 2.本特約とEdy約款または当社の会員規約の内容が異なる場合には、本特約が優先的に適用されるものとします。

第8条(規定の改定ならびに承認)

本特約が改定され、その変更内容を当会員にお知らせした後に、本カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、当会員には内容をご承認いただいたものとみなします。

第9条(Edyの蓄積限度等)

当会員は、本一体型カード1枚に蓄積することのできるEdyの限度額が金50,000円相当であり、限度額以上のEdyは、Edyギフトでしか受け取ることができないこと、Edyギフトの受け取り期間(発行から365日)経過後は、Edyギフトを受け取ることができなくなることを承諾します。

2017年11月現在